

# 新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例取扱基準 [みどりと公園課関係]

新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例第8条に関する公園・緑地又は広場（以下「公園等」という。）の整備基準は、次のとおりとする。

## 1 公園等の設置

事業区域の面積0.3ha以上5ha未満の開発行為等における、事業区域の3%以上の公園等については、合理的な理由がある場合を除き原則として公園を設置するものとし、純然たる公園の機能を維持できる空間として位置付け、将来的な道路用地部分等は原則として含まないものとする。

## 2 公園等の配置

公園等は事業地内の住民はもとより、周辺住民等第三者的利用も配慮し、原則として既存の公道または帰属予定の道路に接して配置するものとする。

公園等の配置については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」

（平成26年6月 国土交通省）、「遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2014」

（2014年6月 一般社団法人日本公園施設業協会）等に基づき、安全確保の観点から周辺の土地利用などに応じた安全な経路や見通しなどを考慮した利用動線を確保すること。

## 3 公園の種別及び公園等の設計の協議

設置する公園については、当該開発行為等の土地利用及び当該開発地等周辺の既存の公園等を勘案し、当課と協議を行い児童公園又は緑地公園とする。公園等の設計については、形態、周長、遊具・工作物、排水計画等を明記した『概要書及び図面』を作成のうえ、新座市開発行為等事前協議申請前に別途協議を行うものとする。

## 4 公園の施設（市に帰属される場合）

### （1）境界杭

市指定杭（100mm×100mm×600mm）を使用するものとするが、埋設不可能な箇所については、市指定プレートで代用するものとする。

### （2）外柵

メッシュフェンス（色・高さについては別途協議）を標準として設置するものとする。

### （3）表層

ダスト舗装（5cm）を標準として設置するものとする。

### （4）出入口

段差を解消し、飛び出し防止の車止め（ステンレス製・可動式・施錠付）を標準として設置するものとする。

### （5）排水施設

新座市雨水流出抑制対策技術基準に基づき、浸透処理施設を設置するものとする。なお、公園出入口には横断側溝を設置するものとする。

### （6）園名板

新座市仕様により設置するものとする。

### （7）遊具等

種別	面積	プランコ	滑り台	シーソー	鉄棒	スイング遊具	ジャングルジム	砂場	水飲み場	ベンチ等
児童公園	200m <sup>2</sup> 未満					上記より2基を設置（併用遊具可）※1		—	—	2基
	300m <sup>2</sup> 未満					上記より4基を設置（併用遊具可）※2		別途協議	○	3基
	300m <sup>2</sup> 以上					別途協議				

※1 スイング遊具については、2基を1基として取り扱うものとし、スイング遊具以外に1基設置するものとする。

※2 スイング遊具については、2基を1基として取り扱うものとし、スイング遊具以外に3基設置するものとする。

種別	面積	緑地	パーゴラ	水飲み場	ベンチ等	ツリーサークル	公園灯等
緑地公園	200m <sup>2</sup> 未満	植栽等公園内緑化については、園路・ベンチ等他の公園施設に支障とならない範囲及び周辺環境に配慮し積極的に緑化するものとする。	—	—	2基	1基	1基
	300m <sup>2</sup> 未満		別途協議	○	3基	2基	2基
	300m <sup>2</sup> 以上				別途協議		

\* 遊具の計画については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月 国土交通省）、「遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2014」（2014年6月 一般社団法人日本公園施設業協会）等に基づき安全に配慮するものとする。

\* 下水道供用開始区域内の開発に伴って設ける水飲み場については、汚水管の設置及び汚水管接続を併せて行うものとする。水飲み器は自閉水栓とする。

\* 砂場の縁周は、ラバー加工をするものとする。

(8) 併用公共施設（消防施設等）は、公園機能に影響を及ぼさない範囲において可能とする。

## 5 緑地の施設（市に帰属される場合）

- (1) 植栽等緑化については、他の施設に支障とならない範囲及び周辺環境に配慮し積極的に緑化するものとする。
- (2) 「4 公園の施設」の(1)～(6)の基準に適合するものとする。

## 6 広場の施設（市に帰属される場合）

- (1) 休憩施設として、四阿及びベンチ等を2基以上設置するものとする。
- (2) 「4 公園の施設」の(1)～(6)の基準に適合するものとする。

## 7 公園等の施設（市に帰属されない場合）

4～6を参考にし、市に帰属する場合と同様の整備をするものとする。

## 8 公園等設置の特例

事業区域の周辺の状況及び予定建築物等の用途を勘案して、公園等の設置の必要がないと認める場合、市と事業者との協議により新座市みどりのまちづくり条例施行規則第5条に規定する緑化基準の5%以上について、公園相当分の3%以上を緑化に加算し8%以上の面積について緑化するよう努めるものとする。

## 9 市への公園等の帰属

- (1)公園等の帰属は、完了検査終了次第（検査済証交付後）速やかに行うものとし、同時に公園等竣工図・施設構造図及び遊具等の保証書（製造会社保証書又は販売会社保証書）を提出するものとする。

なお、帰属については、既存の公道または帰属予定の道路に面している公園のみとし、清掃・低木剪定等の維持管理は、自主管理することを帰属の条件とする。（土地販売後の売主・買主の間で維持管理協定を締結し、協定書を市に提出するものとする。）

- (2)協議等により自主管理公園等として位置付けられたものについては、将来にわたり公園等としての機能を保持すべく、用地については土地販売後の土地所有者全員の共有名義とし、完了検査終了後、今後においても公園として保持する旨の確約書を提出するものとする。

また、管理者が変わった場合についても、新しい管理者において、将来にわたり公園等としての機能を保持するべく、これを引継ぐものとする。

H15.7.8 都市計画部長決裁  
H18.1.4 一部改正(市長決裁)  
H31.3.29 一部改正(市長決裁)  
R2.1.6 一部改正(市長決裁)